

様式第17の4 (第23条の9の3関係)

接続約款設定 (変更) 届出書

令和3年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150  
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう  
住所 東京都千代田区永田町2-11-1  
(ふりがな) かぶしきがいしゃえぬ・てい・てい・どこも  
氏名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 井伊 基之  
登録年月日 平成16年4月1日  
登録番号 第74号  
連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年3月31日
------	-----------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/3/31 改正）

新				旧			
料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用（略） 2 料金額				料金表 通則（略） 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用（略） 2 料金額			
区分	単位	料金額	備考	区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	1 秒ごとに	<u>0.040849</u> 円	—	(1) 通話モード接続機能	1 秒ごとに	0.041272 円	—
(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能	1 秒ごとに	<u>0.073529</u> 円	—	(2) 64kb/s デジタル通話モード接続機能	1 秒ごとに	0.074290 円	—
(3) ショートメッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	<u>0.39746</u> 円	—	(3) ショートメッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	0.39152 円	—
(4) 衛星電話接続機能	1 秒ごとに	<u>3.51094</u> 円	—	(4) 衛星電話接続機能	1 秒ごとに	2.80875 円	—
(5) M N P 転送機能	1 秒ごとに	<u>0.009953</u> 円	—	(5) M N P 転送機能	1 秒ごとに	0.009721 円	—
(6) ~ (9) の 2	(略)			(6) ~ (9) の 2	(略)		
(9) の 3 F O M A 特定接続契約者（音声）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>76</u> 円	月額	(9) の 3 F O M A 特定接続契約者（音声）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	80 円	月額
(9) の 4 X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>76</u> 円	月額	(9) の 4 X i 特定接続契約者（音声）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	80 円	月額
(9) の 5 5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	<u>76</u> 円	月額	(9) の 5 5 G 特定接続契約者（音声）回線管理機能	1 契約者回線ごとに	80 円	月額
(10) ~ (11)	(略)			(10) ~ (11)	(略)		
(12) F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	<u>9</u> 円	月額	(12) F O M A 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	11 円	月額
(13) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	<u>9</u> 円	月額	(13) X i 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	11 円	月額
(14) 5 G 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	<u>9</u> 円	月額	(14) 5 G 特定接続契約者回線課金情報提供機能	1 契約者回線ごとに	11 円	月額

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/3/31 改正）

第2 網改造料 1 適用（略）  2 料金額 （略） 2-1 算出式（略） 2-2 年額料金の算定に係る比率					第2 網改造料 1 適用（略）  2 料金額 （略） 2-1 算出式（略） 2-2 年額料金の算定に係る比率						
区分					内容	区分		内容			
諸掛費率					<u>0.138</u>	諸掛費率		0.107			
設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数 期間内	<u>ア イ以外の場合</u>		<u>0.147</u>	設備管理費率	ソフトウェア	法定耐用年数期間内		0.084	
			<u>イ 伝送路設備等に係 るもの</u>		<u>0.065</u>			法定耐用年数経過後		0.051	
		法定耐用年数 経過後	<u>ア イ以外の場合</u>		<u>0.119</u>	ハードウェア	法定耐用年数期間内		0.088		
			<u>イ 伝送路設備等に係 るもの</u>		<u>0.036</u>		法定耐用年数経過後		0.051		
	ハードウェア	法定耐用年数 期間内	<u>ア イ以外の場合</u>		<u>0.152</u>	土地		0.079			
			<u>イ 伝送路設備等に係 るもの</u>		<u>0.069</u>	通信用建物		0.039			
	法定耐用年数 経過後	<u>ア イ以外の場合</u>		<u>0.119</u>							
		<u>イ 伝送路設備等に係 るもの</u>		<u>0.036</u>							
土地					<u>0.071</u>						
通信用建物					<u>0.035</u>						

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/3/31 改正）

新					旧						
第2表 工事費及び手続費 第1 工事費 1 適用（略） 2 工事費の額 2-1 工事費					第2表 工事費及び手続費 第1 工事費 1 適用（略） 2 工事費の額 2-1 工事費						
区分			単位	工事費の額	備考	区分			単位	工事費の額	備考
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごとに	1（適用）第1欄のとおり	—	(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用		1 工事ごとに	1（適用）第1欄のとおり	—
(2) 削除	—		—	—	—	(2) 削除	—		—	—	—
(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	ア イ以外の場合	1 工事ごとに	1（適用）第1欄のとおり	—	(3) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第5条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する費用	ア イ以外の場合	1 工事ごとに	1（適用）第1欄のとおり	—
		イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	<u>27,375</u> 円	適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、1（適用）第1欄のとおりとします。				イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	29,645円

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/3/31 改正）

2-2 算出式（略）					2-2 算出式（略）						
2-3 2-2 に適用する作業単金					2-3 2-2 に適用する作業単金						
区分		単位		内容	区分		単位		内容		
平日昼間		一人あたり1時間ごとに		5,475 円	平日昼間		一人あたり1時間ごとに		5,929 円		
平日夜間		一人あたり1時間ごとに		6,241 円	平日夜間		一人あたり1時間ごとに		6,783 円		
平日深夜		一人あたり1時間ごとに		7,279 円	平日深夜		一人あたり1時間ごとに		7,943 円		
土日祝日昼夜間		一人あたり1時間ごとに		6,568 円	土日祝日昼夜間		一人あたり1時間ごとに		7,150 円		
土日祝日深夜		一人あたり1時間ごとに		7,607 円	土日祝日深夜		一人あたり1時間ごとに		8,310 円		
第2 手数料（略）					第2 手数料（略）						
2-2 2-1 以外の手数料（略）					2-2 2-1 以外の手数料（略）						
2-3 算出式（略）					2-3 算出式（略）						
第3表 その他の費用					第3表 その他の費用						
第1 USIMカードの貸与に係る費用					第1 USIMカードの貸与に係る費用						
1 USIMカードの貸与に係る費用の額					1 USIMカードの貸与に係る費用の額						
区分		単位	形状	費用の額	備考	区分		単位	形状	費用の額	備考
USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	261 円	FOMA 特定接続契約、Xi 特定接続契約、5G 特定接続契約での利用が可能です。	USIMカードの貸与に係る費用	USIMカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC、Mini-UICC、又は4FF	292 円	FOMA 特定接続契約、Xi 特定接続契約、5G 特定接続契約での利用が可能です。

接続約款新旧対照表（本則・附則）（2021/3/31 改正）

第2 業務支援システムの利用に係る費用（略） 別表1（略）	第2 業務支援システムの利用に係る費用（略） 別表1（略）
----------------------------------	----------------------------------

新					旧				
<p><u>附 則（令和3年3月23日経企第3078-2号）</u> <u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年3月31日から実施します。</u></p> <p><u>（U S I Mカードの貸与に係る費用の額）</u></p> <p><u>2 当社は、この改正規定実施の日から令和3年3月31日までの間において、U S I Mカードの貸与に係る費用について、料金表第3表（その他の費用）第1（U S I Mカードの貸与に係る費用）1（U S I Mカードの貸与に係る費用の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</u></p>									
<u>区分</u>		<u>単位</u>	<u>形状</u>	<u>費用の額</u>	<u>備考</u>				
<u>U S I Mカードの貸与に係る費用</u>	<u>U S I Mカードの貸与に係る請求をし、当社が承諾したときに要する費用</u>	<u>1枚ごとに</u>	<u>P l u g - i n U I C C、M i n i - U I C C、又は4 F F</u>	<u>292円</u>	<u>F O M A 特定接続契約、X i 特定接続契約、5 G 特定接続契約での利用が可能です。</u>				